

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

農地保有合理化事業規程の変更の承認(四八二・農林政策課)	1
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(四八三、四八四・商工業振興課)	1
第三十二回採石業務管理者試験の実施(四八五・資源エネルギー課)	2
道路の供用開始(四八六・道路環境課)	2
開発行為に関する工事の完了(四八七・由利地域振興局建設部)	3
開発行為に関する工事の完了(四八八・平鹿地域振興局建設部)	3
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)四件	3

告 示

秋田県告示第四百八十二号
 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
社団法人琴丘町農業公社
- 二 承認に係る農地保有合理化事業の種類
農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業
- 三 変更内容

- 二の事業における基準面積及び目標面積の見直し
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
平成十五年六月四日

秋田県告示第四百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
 平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジェイマルエー泉店
秋田市泉北二丁目二十八番一外

秋田市長の意見

- (一) 騒音について

「夜間に発生する騒音毎の騒音レベルの最大値の予測結果及び評価」の中で、来客自動車の走行に伴う騒音により規制基準値を超過している予測地点があります。
 今後、周辺住民から騒音公害苦情の発生が予想されることから、低減対策等周辺住民の理解を得られるよう十分に配慮すること。

- (二) 光害について

店舗の照明や駐車場内自動車の灯火等により、周辺住民の睡眠等に影響を与え、場合が考えられるので、照明等による光害対策について周辺住民意見を尊重し、十分配慮すること。

- (三) 臭いについて

厨房から排出される惣菜等の調理臭が悪臭公害苦情の原因となりうることから、排気設備の設置場所等については周辺環境に十分に配慮すること。

- (四) 廃棄物について

事業所において生じる廃棄物については、発生を抑制し、発生した廃棄物についても、分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。
 排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業者又は、産業廃棄物の処理業の許可を有する業者へ委託し、適正に処理すること。

- 三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月二十日から同年七月二十二日まで

秋田県告示第四百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

クレッセ横手

横手市安田字向田百七十四番一外

二 横手市長の意見

冬期間における駐車場内の雪処理方法について、除雪委託業者による横手市雪捨て場への搬入作業は、日中排雪作業でお願いしたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

横手市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十五年六月二十日から同年七月二十二日まで

秋田県告示第四百八十五号

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、次のとおり第三十二回採石業務管理者試験を実施するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 試験の日時及び場所

(一) 日時 平成十五年十月十日(金) 午前十時から正午まで

(二) 場所 秋田市山王三丁目一番一号 秋田県庁第二庁舎 三階 三四会議室

二 試験科目

(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令事項を含む。)

(二) 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了後の措置に関する技術的事項)

三 受験申し込みに必要な書類

(一) 受験願書(採石法施行規則様式第九によるもの)

(二) 履歴書(採石法施行規則様式第十によるもの)

(三) 写真(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

四 受験願書の受付

(一) 期間 平成十五年八月十八日から九月二十六日まで

(二) 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部資源エネルギー課

五 受験手数料

(一) 額 八千円

(二) 納付方法 受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

六 試験についての問い合わせ先

産業経済労働部資源エネルギー課 資源・採石・火薬班(電話〇一八 八六〇 二二八六)

秋田県告示第四百八十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百三三号	鹿角市十和田大湯字常畑一八番一地先から二番一地先まで

二 供用開始の期日 平成十五年六月二十日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 (二) 期間 平成十五年六月二十日から同年七月三日まで

秋田県告示第四百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十四年十二月十日付け指令由建 三千百三十四で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 本庄市出戸町字岩淵下五十番地
- 富士不動産株式会社
 代表取締役 佐々木 千尋
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 本庄市出戸町字赤沼下四百五番地、二十二の三番地、五十九の二番地、四百四の三番地、四百六番地、四百七番地、四百八番地、四百九番地、四百十番地、四百十一番地、四百十二番地、四百十三番地、四百十四の一番地、四百十四の二番地、四百十四の三番地、四百十五の一番地、四百十五の二番地、四百十六番地、四百十七の内、四百十八の内、四百十九の内、四百二十の二番地、四百四十一番地、四百四十二番地、四百四十三番地、四百四十四番地、四百四十五番地、四百四十六番地、四百四十七番地、四百四十八の一番地、四百四十八の二番地、四百四十九の一番地、四百五十六の一番地、四百五十七の一番地 以上三十二筆

秋田県告示第四百八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十五年三月十四日付け指令平建 八百十九 八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 平鹿郡平鹿町浅舞字新堀九十一番地
 医療法人 平鹿浩仁会
 理事長 西 成 忍
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

平鹿郡平鹿町浅舞字新堀七十八番、七十九番、八十番、八十五番、八十六番、八十七番、八十八番、八十九番、九十番、九十一番、九十二番、九十三番、九十四番、九十五番

公 告

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 購入物品名及び数量
 作業服（夏用） 六百七十五着
 - (二) 購入物品の仕様等
 入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 納入期限
 平成十五年八月八日（金）
 - (四) 納入場所
 県が指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格
 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。
 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
 - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 - (二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
 入札説明書及び仕様書の交付方法
- 四 秋田県の休日を除き、平成十五年六月二十日（金）から同月三十日（月）まで規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十日（金）から同月三十日（月）までの期間、随時交付する。
- 五 入札執行の日時及び場所
 平成十五年七月七日（月）午後一時三十分
 秋田県庁地下一階管財課入札室
 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

作業服（合・冬用） 五百五着

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年八月二十九日（金）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十日（金）から同月三十日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月七日（月）午後二時

五 入札保証金

秋田県庁地下一階管財課入札室

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)

一種一号重油 七万千リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十五年九月三十日(火)まで

(四) 納入場所

秋田県本庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(一) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月八日(火)午後三時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十五年六月二十日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一リットル当たりの単価契約とする。)

一号灯油 二万二百四十リットル

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十五年九月三十日(火)まで

(四) 納入場所

秋田県議会議棟

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
 秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 秋田県の休日を守る条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十五年六月二十日(金)から同月三十日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十五年七月八日(火)午後三時十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一リットル当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田県印刷所
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
 E-mail:matsubarar@matsubararansetu.co.jp